

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国政府と国際連合の共同運営の下に
存続せしめることに関する国際連合との間の書簡

昭和四十五年（一九七〇年）三月二十七日	閣議決定
昭和四十五年（一九七〇年）三月二十七日	ニュー・ヨーク で署名の上交換
昭和四十五年（一九七〇年）四月 一日	効力発生

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所
を日本国政府と国際連合の共同運営の下に存続せしめること
に関する書簡の交換に関する閣議決定

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日
本国政府と国際連合の共同運営の下に存続せしめることに関し、国
際連合の別紙一の書簡に対し、別紙二の書簡を発出することにする。

(別紙一)

(犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研究所を日本国政府と国際連合の共同運営の下に存続せしめることに関する交換公文)

(国連側書簡)

(訳文)

書簡もって啓上いたします。本官は、千九百六十一年三月十五日にニュー・ヨークで署名された国際連合と日本国政府との間の協定により設置された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所の計画の実施の延長に関する千九百六十九年三月十八日付けの交換公文に言及する光栄を有します。

本官は、さらに、日本国政府及び国際連合が共同で前記の研修所を次の条件によって千九百七十年四月一日から引き続き管理することを提案する光栄を有します。

1 研修所に次の職員を置く。

(a) 所長一人。所長は、日本国政府が国際連合と協議して政府職員の中から指名する。

所長は、国際連合の当局と連けいを保ちつつ研修所の研修及び調査の計画を作成し、その実施その他これに付随する業

務について指揮監督を行ない、かつ、研修所の行なった事業及び次年度の計画に関する年次報告を日本国政府及び国際連合に提出することをその職務とする。

所長が不在のときは、上席の日本人職員が臨時の所長として行動する。

(b) 共同所長。(a) の規定にかかわらず、国際連合は千九百七十年四月一日から千九百七十年八月三十一日まで引き続いて国際連合が日本国政府と協議して任命する所長一人を研修所に置くことができる。この場合には、日本国政府が指名する所長及び国際連合が任命する所長は、(a) に定める所長の職務を相互に協議して遂行するため、共同所長として行動する。

(c) 顧問一人。顧問は、国際連合が、資金のあることを条件として、日本国政府と協議して任命する。

顧問は、研修所の研修及び調査の計画並びに年次報告の作成その他所長の職務(国際連合の関連当局と連絡することを含む。)の執行について所長を助ける。

(d) 必要な教育職員、調査職員、通訳及び翻訳職員並びに事務職員(国際的に採用する専門家を含む。)

- 2 研修所の規則（教育要領を含む。）は、所長が顧問の意見を参考にして作成する。
- 3 国際連合は、必要なときは、研修所を視察させ及びその活動について国際連合に報告を提出させるため、適格な役員又は専門家を指名することができる。
- 4 日本国政府は、国内法に従い、かつ、毎年の予算の範囲内で、次のものを提供する。
 - (a) 国際連合と協議して指名する所長一人並びに必要な教育職員、調査職員、通訳及び翻訳職員並びに事務職員
 - (b) 関係地域内の国（日本国を除く。）のための奨学金
 - (c) 研修所の目的の達成に必要な設備された土地及び建物の維持
 - (d) 研修所の出版物の印刷に必要な便益
 - (e) 諸施設における研修、調査及び展示の目的のための便益
 - (f) 研修所の計画及び調査に必要な備品、専門図書、その他の参考資料
 - (g) 研修所の計画の効果的な実施に必要なその他の寄与（輸送の便益を含む。）
 - (h) 国際連合が国際的に採用する職員に対する医療及び病院における療養についての助力

5 国際連合は、日本国政府と協議して任命する所長一人を提供する。ただし、所長の任期は、千九百七十年四月一日から千九百七十年八月三十一日までとする。

国際連合は、社会防衛信託基金又はその他の資金があることを条件として次のものを提供する。

(a) 千九百七十年九月一日以降に、日本国政府と協議して任命する顧問一人

(b) 教育又は調査のための短期専門家

(c) 研修所における研修のための奨学金

6 (1) 国際連合の特権及び免除に関する条約は、研修所に関連して適用される。したがって、研修所との関連において職務を遂行する国際連合の職員は、前記の条約第五条及び第七条に規定する特権及び免除を享有する。

(2) 研修所で研修する国際連合奨学金の受給者で日本国民でないすべてのものは、日本国への入国及び日本国からの出国並びに研修に必要な期間中の日本国における滞在を許可され、かつ、すみやかに旅行を行なうための便益を与えられる。査証は、必要とされる場合には、すみやかに、かつ、無料で発給される。

7 関係地域内の受益国は、個々の国別計画のわく内で国際連合により供与される奨学金を研修所の研修のために申請するよう勧誘されるものとする。

8 (1) 日本国政府又は国際連合は、この交換公文の改正を提案することができる。

(2) いずれかの一方の当事者も、書面による通告により、いつでもこの交換公文を終了させることができる。終了は、前記の通告を受領した後四箇月を経過した日に効力を生ずる。

本官は、日本国政府が研修所の今後の運営に関するこの提案に同意されれば幸いであります。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴代表に向かって敬意を表します。

千九百七十年三月十三日

国際連合経済社会担当事務次長

フィリップ・ド・セーヌ

国際連合日本国政府代表部

特命全権大使 鶴 岡 千 仞 閣下

(別紙二)

(日本側書簡)

(訳 文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、千九百七十年三月十三日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(国際連合側書簡)

本代表は、前記の提案を日本国政府が受諾する旨を、日本国政府に代わって、貴官に通報する光栄を有します。

本代表は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

千九百七十年三月二十七日

国際連合日本国政府代表部

特命全権大使 鶴 岡 千 仞

国際連合経済社会担当事務次長

フィリップ・ド・セーヌ 殿